

## 令和元年度第1回神奈川県食の安全・安心審議会議事録

### ○小笠原生活衛生課長

これより、令和元年度第1回神奈川県食の安全・安心審議会を開催いたします。私は神奈川県食の安全・安心推進会議幹事会で幹事長を務めております生活衛生課長の小笠原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は全体の進行役を務めさせていただきます。皆様のお席にはマイクをそれぞれ1台ずつ設置しております。ご発言の際は特段操作をすることなく、今赤いランプがついておりますがそのままの状態、若干マイクに近づいてお話しいただけると入りが良くなりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。それでは、審議会の開会にあたりまして、神奈川県食の安全・安心審議会推進会議座長の首藤副知事に代わりまして、神奈川県健康医療局生活衛生部の加藤部長からご挨拶を申し上げます。

### ○加藤生活衛生部長

ただいまご紹介いただきました、生活衛生部長の加藤でございます。委員の皆様には大変お忙しい中、令和元年度第1回神奈川県食の安全・安心審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本県では、神奈川県食の安全・安心の確保推進条例に基づき、平成31年3月にかながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第4次）を本審議会の答申に基づき策定し、取組を進めているところでございます。最近の話題を振り返りますと、昨年6月、15年ぶりに食品衛生法が改正され、原則全ての食品等事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理が制度化されるなど、衛生管理の手法が大きく変わることになり、本県でも導入に向け取り組んでいるところでございます。また、9月には、ラグビーワールドカップ、来年は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えるなど、日本への注目がますます集まってきております。日本の、そして神奈川の食を楽しんでいただくためには、食の安全・安心の確保が極めて重要であり、この責務を担う行政の立場として、ますます気を引き締めていかなければならないと受けとめております。さて、本日の議題は第3次指針に基づくかながわ食の安全・安心行動計画（平成30年度版）の実施結果について、ご意見を伺うこととしております。委員の皆様には忌憚のないご意見、ご助言をいただくとともに、本県の食の安全・安心の確保の推進にお力添えをいただきますよう、よろしくお願いいたします。これで私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### ○小笠原生活衛生課長

ありがとうございます。ここからは着座にて進めさせていただきます。本日委員の皆様16名のうち、現在12名の方々にご出席をいただいております。神奈川県食の安全・安心審議会規則では定足数は過半数ということになってございますので、定足数を満たしていることをご報告いたします。また、川田委員、林委員、四條委員からは本日所用により、ご欠席というご連絡をいただいております。また、本日の会議でございますが、県の附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱に基づきまし

て、会議及び会議記録につきましては公開となっておりますのでご了承ください。続きまして、本日の内容につきましては簡単にご説明をさせていただきます。まず、次第にございますように本日ご審議いただきます議題は1題、その他が1題となっております。議題は、かながわ食の安全・安心行動計画（平成30年度版）の実施結果、第3次指針では、平成28年度から30年度までの3年間の目標を掲げておりました。この指針に基づきまして単年度ごとに行動計画を策定し、その実施結果について報告をさせていただきますご意見をいただくこととしております。また、その他の事項として、かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第4次）の変更に係る取扱いについてとなっております。本年6月にあった県の組織再編に伴う食の安全・安心推進会議の構成課の変更の取扱いについてご意見をいただくこととしております。次に、資料の確認をさせていただきます。担当からお願いいたします。

### ○青山 GL

生活衛生課 食品衛生グループの青山と申します。よろしくお願いたします。お手元の資料ですが、次第及び資料は事前にご検討いただくため、7月12日付けでお送りしております。なお、資料1については、お送りしたものと変更箇所がありますので、その資料を使用する際にご説明いたします。資料1、かながわ食の安全・安心行動計画（平成30年度版）実施結果、資料2、かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第4次）、参考資料1、神奈川県食の安全・安心審議会規則及び傍聴要領、参考資料2、神奈川県食の安全・安心推進会議設置要綱、参考資料3、かながわ食の安全・安心行動計画（2019年度版）、参考資料4、事業担当課名の読替表、以上です。

### ○小笠原生活衛生課長

資料に不足はございませんでしょうか。よろしければ、これ以降の進行につきましては西島会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

### ○西島会長

本日の進行ですが、議題「かながわ食の安全・安心行動計画（平成30年度版）」の実施結果について、事務局から説明をいただいた後にご意見をいただきます。事務局から資料の説明をお願いします。非常に短時間ですので、いろいろな意見を積極的にご発言いただきますようお願いいたします。

### ○植村技幹

生活衛生課食品衛生グループの植村です。よろしくお願いたします。それでは資料の説明をさせていただきます。まず、資料1をご覧ください。「かながわ食の安全・安心行動計画（平成30年度版）の実施結果」をお示ししたものです。事前にお送りした資料から修正箇所がありましたので修正をお願いします。なお、机上にあります資料は、修正済みとなっております。21ページをお開きください。食品表示法に基づく食品表示の指導について、県民及び事業者等の相談受付件数に誤りがありました。受付件数394件としていましたが、315件が正しい件数となります。併せて内容の不

適正表示の調査、指導件数が 184 件ではなく、151 件、その他相談、照会件数が 210 件ではなく 164 件でした。大変申し訳ございません。また、本日、別途お渡しした 1 枚紙「かながわ食の安全・安心行動計画(平成 30 年度版)実施結果のまとめ」が資料 1 の最終ページである 29 ページとなりますので、差替えをお願いいたします。29 ページ二つ目の丸印の計画数に満たなかった項目数に誤りがありました。

それでは、改めまして、資料 1 の 1 ページをご覧ください。「生産から販売に至る各段階における助言・指導等の推進」の「生産段階」についての結果です。「1 生産者等における自主管理の促進」における農業者、2 ページに移りまして、畜産農家、漁業者等の自主管理の促進に係る実施状況につきましても、いずれも取り組みは着実に進められております。「2 生産者等に対する指導等の実施」における「(1) 農業者等に対する指導等の実施」、続いて 3 ページの「(2) 畜産農家等に対する指導等の実施」については、着実に進められております。

4 ページ「(3) 漁業者等に対する指導等の実施」についてですが、5 ページ「ウベ毒原因プランクトンのモニタリング及び貝毒検査」は平成 29 年度から行動計画に組み入れております。平成 30 年度のモニタリング回数は、計画どおり実施されましたが、貝毒検査検体数はサンプルの不漁により、計画数を下回る結果となりました。「(4) 農林畜水産物等の放射性物質検査及び指導の実施」については着実に進められており、農林畜水産物等の放射性物質検査では、76 検体検査し、食品衛生法の基準値を超えたものはありませんでした。

めくっていただき 6 ページをご覧ください。「3 生産段階における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究」についての「(1) 農業者等に対する助言・指導等に係る人材育成」については、研修の受講者数は、計画を上回り、認定者数は 74 人となりました。畜産農家等、漁業者等に対する助言・指導等に係る人材育成、7 ページの「(4) 食の安全・安心に配慮した農畜水産物の生産技術等の調査研究」を行う取り組みは着実に進められております。

8 ページをご覧ください。「4 遺伝子組換え作物との交雑等の防止」における交雑等の防止の推進等の取り組みについては、着実に進められております。

9 ページをご覧ください。「生産から販売にいたる各段階における安全・安心の確保」のうちの「製造・輸入・調理・販売段階」の結果です。「5 食品営業者等における自主管理の促進」における、「(1) 食品営業施設等における自主管理の促進」の取り組みの実施状況については、「イ 食品衛生責任者等衛生講習の実施」において、対象人数が少ない講習会を大型会場でまとめて実施する等、効率良い運営を行った結果、開催回数が計画数を下回りましたが、このほかの自主管理の促進については、全般的に着実に進められています。

12 ページをご覧ください。「6 食品営業者等に対する監視指導等の実施」における「食品営業施設等に対する監視指導」等の取り組みにかかる実施状況について、着実に進められております。

飛びまして 15 ページをご覧ください。「(4) 流通食品等の抜き取り検査等」について、「ア 食品等の検査」で 4,077 検体の抜き取り検査を行ったところ、指定外添加物の使用や表示にない添加物の検出など、5 件の違反が確認されました。それぞれ

販売禁止命令や、製造所等を管轄する自治体への通報を行いました。

おめくりいただき、16 ページをご覧ください。「(5) 食品中の放射性物質への対応を推進する取組み」の「ア 加工食品等の放射性物質検査」の検体数ですが、計画策定後、検査対象品である調整粉乳を製造していた施設が廃業したため検査ができず、計画数を下回る結果となりました。

16～17 ページにかけて、輸入食品の安全性確保を推進する取組みや、自主回収、食品の違反・苦情等への対応について、いずれも着実に進められております。

19 ページをご覧ください。「7 製造段階等における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究」については、食品営業者における指導的立場の人材育成について、公益社団法人神奈川県食品衛生協会が人材育成を行っている講習会に講師を派遣し、食品の適正な表示を含めた食品衛生全般について講義を行いました。また、食品衛生監視員等に対する研修や、食の安全・安心に関する調査研究を実施し、人材の育成を進めております。

20 ページをご覧ください。「8 食品表示の適正の確保の推進」では、窓口による相談対応、食品関連事業者を対象とした適正表示推進講習会、法に基づいた正しい表示の指導、抜き取り検査による確認など、適正表示の啓発に努め、いずれも着実に進められております。

23 ページから 28 ページにかけては、本計画の大きな柱の 2 つめとしている「リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）」の結果について記載していません。

23 ページをご覧ください。「9 情報の共有化の推進」における、「ア かながわ食の安全・安心基礎講座等の開催」等の取組みにかかる実施状況について、外部講師による講義や体験型プログラムの実施、駅周辺会場で実施し、開催内容や開催時の資料をホームページに掲載する等、県民へ広く情報発信を行いました。また、開催周知方法も要望の多い県のたよりに掲載するとともに共催市町の広報への掲載、他のイベントでの案内の配架等、広く周知することに努めました。また、食の安全・安心に関する様々な情報を迅速に、かつ的確に発信するため、県の「食の安全・安心ホームページ」で紹介しました。更新回数、アクセス数は、24 ページに記載のとおりです。同じく、24 ページのエですが、小学生への食の安全・安心の情報提供として、小学生に理解しやすい子供向けのホームページを作成し、公開しています。「オ 食品の自主回収情報の公表等」では、報告制度の情報をホームページに掲載するなど情報提供を行うとともに、関係自治体等へ速やかに情報提供するなど、迅速な対応を図りました。

25 ページをご覧ください。「カ」は県のアンケートシステムである「e-かなネットアンケート」を活用し、食の安全・安心について、情報発信と意識調査を実施しました。また、「キ 食品関連事業者の自主的な取組の情報提供」は、食品製造業で、事業者自身の取組みを県民に紹介することに了解をえられたものについて、県ホームページにリンクを張り、紹介しています。「ク 食育の推進に関する施策と連携した情報提供」は、食育の推進として、県内の保健所設置 6 市を含めた全小学校の小学 6 年生全員を対象に、リーフレットを作成し、配布しました。

26 ページから 27 ページにかけて、県内保健所設置市や国などの関係機関と情報共有のため、会議を開催し、意見交換を行いました。「シ 食中毒警報等による注意喚起」は食中毒警報発令等により、県民へ注意喚起を図りました。また、啓発物として、クリアファイルを作成し、基礎講座等への参加者に配布を行いました。皆様のお手元に置いたファイルは今年度作成したものです。

28 ページをご覧ください。「10 関係者による意見交換の促進」では、「かながわ食の安全・安心キャラバン」を開催し、「家庭で注意したい食中毒」など県民の関心が高いテーマについて、手洗いの実習を行うなど、実演を交えたわかりやすい情報提供をするとともに意見交換を実施し、翌年度の施策の参考としました。「イ e-かなネットアンケートを活用した意見募集」は、25 ページでも触れていますが、県の「e-かなネットアンケート」を活用し、食の安全・安心について意識調査を実施し、アンケート結果をホームページに掲載するとともに、翌年度の施策の参考としました。「ウ 県民からの意見・提案の募集」ですが、食の安全・安心の確保に関する県の施策について、県民からの意見募集をホームページで周知を行うほか、基礎講座等の参加者に周知し、郵送、電子申請や FAX で随時受付を行っております。

まとめです。2 つ目の丸印、昨年実施した目標計画数を掲げて実施した 11 ページ学校給食の放射能検査、25 ページ食育のための小学生へのリーフレット発行を除いた 34 項目のうち、計画数に満たなかった項目が 3 項目ありました。内容については、先ほどご説明申したとおりです。また、4 つ目の丸印の平成 28 年度から実施している、県内の大学と連携し学園祭で実施した「かながわ食の安全・安心ラボ」は、今年度の行動計画に位置付け実施する予定です。

資料 1 の説明は、以上でございます。

## ○西島会長

ありがとうございました。指針に基づく行動計画ですので、この実施計画について審議会から意見を述べたいと思います。各委員積極的にご発言をお願いいたします。平澤委員どうぞ。

## ○平澤委員

平澤です。よろしく申し上げます。4 点確認したい点がありまして、1 点目は 4 ページのところですか。イの 3 番目の丸印で鳥インフルエンザに係る防疫訓練を 2 回実施されたということですが、これ以外に例えば豚コレラなど、他にも重大なものがあると思うのですが、こういう防疫訓練というのは、年ごとに何か項目とか対象を変えてやられているのか確認したいのが 1 点目です。

それから、2 点目ですが、「放射性物質検査及び指導の実施」6 ページの丸印のところ、平成 24 年度に 1 町で生しいたけの出荷等自粛を要請したということで、恐らく、放射性物質の低減化に向けた指導をこの町に対してされていると思いますが、その低減化に向けて具体的にどのような指導がされているのかが分かれば教えていただきたいと思います。

3 点目ですが、13 ページ、「(3) と畜場における衛生検査」ということで検査頭

数約 48 万 6 千頭に比べ、全部合格の件数が約 1000 件、その他一部廃棄が 48 万 5 千頭近いというような数字を見せていただいて、全部合格頭数の割合が非常に低いのですが、これが正常と見ればいいのでしょうか。全部合格というのはやはり毎年この程度なのでしょうか。

それから最後、4 点目ですが、21 ページです「エ 米穀等のトレーサビリティ法に基づく指導」の関係での確認です。今年の 1 月でしたか、新潟のコシヒカリを純正の新潟コシヒカリでないものと混ぜて、横浜の業者の方が販売して警察に検挙されたという事件があったかと思います。この今回の報告範囲に含まれるのか、実際に起きたのはその前の年の 29 年度か分かりませんが、玄米や精米と区分けをしたときに、この範囲に精米が含まれるのかということ、もし精米が含まれるようであれば、その新潟コシヒカリの事件については、その後県としてどのような対応をされたかを教えていただきたい、という以上 4 点です。

### ○西島会長

事務局、今の 4 点よろしいでしょうか。

### ○高尾畜産課長

最初の 4 ページ目の防疫訓練ということで畜産課の方からお答えさせていただきます。豚コレラ等いろいろな病気がある中で、年ごとに対象を変えているのかといったようなお尋ねかと思いますがけれども、鳥インフルエンザは平成 16 年、これは国内で 79 年ぶりの発生ということで、以後毎年のようにやはりどこかの都道府県で起こっているという状況です。口蹄疫については、平成 22 年を最後に発生してないということで、国内では近年では宮崎県と北海道です。一方、豚コレラについては、平成 4 年の熊本県で発生が最後で、昨年 9 月の岐阜県での発生が 26 年ぶりという状況です。これまで毎年のように防疫研修や防疫訓練をやっていますが、これについては、鳥インフルエンザということで、実施してきてございます。ただ、豚コレラが昨年 9 月以降発生していますので、今後は訓練をやっていく必要があるかなと考えているところです。

### ○西島会長

1 点目について、よろしいですか。

### ○平澤委員

1 点目了解しました。

### ○西島会長

2 点目、よろしいでしょうか。

### ○青山 GL

2 点目の生しいたけの出荷等の自粛についてですが、低減に向けた指導等といったし

ましては、原木が汚染されていることも考慮し、原木を変える等の対応を指導しているところですが、実際に生産をコンスタントに行っていなかったりすることがあり、次の検査ができず、自粛解除ができない状況があります。

#### ○西島会長

よろしいですか。

#### ○平澤委員

原木等を変えるような指導をしたのだけれど、一部、指導内容を実際に実施されていない、という意味ではなくて何か別の理由があるのですか。

#### ○青山 GL

原木を変えられず生産を中止してしまうことで、実際に生産が行われないために、再度検査ができず、解除ができない状況が続いています。

#### ○平澤委員

はい。ただ、この1町は残りの他の業者さんから見ると、自粛の解除がされていないということでイメージが悪くなると思うので、確実な指導等をしないといつまでも残った状態になってしまうのかなと思ったのでお聞きしました。

#### ○青山 GL

わかりました。それについては検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

#### <森林再生課からの補足>

真鶴町の出荷自粛解除を行えない理由は、その方法を国から示されていないためです。国はロット単位で解除できる「一部解除」のみ方法を示しています。

真鶴町のしいたけ生産者は、県が指導を行い、平成29年度に一部解除を行いました。解除したロットから生産されるしいたけについては、栽培管理を行う条件で、出荷が認められています。

ただ、一部解除とは国に許可されたロットから生産されたしいたけのみ出荷することができるというもので、真鶴町から出荷自粛の文字が消えるものではありません。

国が全面解除の条件を示すまでは、栽培管理（※）を行いながら、許可されたロットから採取したしいたけのみ出荷が可能であるという状況が続きます。

※栽培管理とは、原木の検査や、ほだ木に落ち葉が付かない、雨水が付かないように管理すること等をいう。

#### ○加藤生活衛生部長

先ほどご質問ありました3点目の、と畜検査の一部廃棄頭数が多いのではないかということについてですが、これは例年並みの数でございます。例えば、豚では、約

48万という数ですが、これは、ほとんどの豚が肺炎にかかっているためです。肺は食べる部分ではないですが、食べない部分についても検査をしております。豚は特に鼻が地面から近い位置にあるために、ほとんどの豚が肺炎にかかっているというようにもございます。牛の場合、腎臓の周りに脂肪がついているのですが、食用でない部分の脂肪に壊死があったりすると、やはりそれも、と畜検査においては、疾病扱いということになります。

特に食用部分で一部廃棄がこれだけ沢山あるというわけではなく、食用部分でない、肺や脂肪の部分等に疾病があるため、このような数になっております。実際お肉として食べるような筋肉や肝臓といった部分について一部廃棄する数はこれほど多くないという状況です。

### ○平澤委員

一応、この資料はオープンになると思うので、一般の県民から見ると合格数が異常に少なく見えるので、今のような問題ないという表現を入れた方がいいと思います。普通に数字だけを見ると合格数が低いなとしか見なかったものですから。

### ○加藤生活衛生部長

わかりました。表現については工夫してみたいと思います。

### ○西島会長

その点についてはご検討いただくということで、お願いします。では、4点目について、事務局お願いします。

### ○中村農業振興課長

米のトレーサビリティ法関係で、21ページでは確かに委員がおっしゃられたとおり、県内でも新潟の米の関係で報道等がございました。こちらは農林水産省の関東農政局の神奈川県拠点という国の機関と連携をして対応しているという状況であります。先ほど、精米、玄米についてもご質問がありましたが、その辺は区別せずに指導を行ってございます。ただ、今回のケースは、表示の問題等も含めた案件となりましたので、県では米のトレーサビリティ法の範疇の中で適正な記録を残すなどを指導しているという状況です。

### ○西島会長

よろしいですか。はい、平澤委員。

### ○平澤委員

この場合は、業者や精米業者の方等に玄米等のトレーサビリティの情報は綺麗に伝わっていたのだけれど、加工の際にそこをこまかしていたということで、トレーサビリティとしては正しかったと。この場合、精米にした時もトレーサビリティとして残すのですか。



## ○中村農業振興課長

記録は残すように指導しています。広域的な事案で中間の方も絡んだ案件ということで、我々としては、お米の販売をされた方に対しての指導をしているという状況です。

## ○西島会長

よろしいですか。ほかにご質問、後藤委員どうぞ。

## ○後藤委員

後藤です。よろしくお願ひいたします。私からは2点です。今回のこの報告書の中で、具体的な数値が出ているものはいいのですが、例えば、1ページの技術指導を行いましたとか、2ページ目も技術指導を行いましたとあります。この技術指導を行った結果、どうなったのかということが、我々が知りたいところで、行政の方からすると行ったことが大事かもしれませんが、行った結果、農業関係者の人の意識が高まったのか、また、24ページにも小学生への情報提供をしましたと書いてありますが、この結果、小学生どう思ったのか。極端な話、小学生が何も分からなかったのであれば、結局やらなくてよかったのかもしれないと考えてしまうわけです。それから、29ページの4つ目の丸印に「大学生を中心として」と書いてありますが、これをやった結果、大学生がどう思ったのか、本当に大学生がこれをやった結果、意識が高まったのかとそういうところまで結果として出してもらえれば、もう少しやったことの有用性が高まるのではと思います。

それから、もう1点は、似たようなことなのですが、7ページの研究、開発をしましたと書いてありますが、研究開発をするのは当たり前のことなので、実際どういう研究開発をして具体的にそれがどうフィードバックされたのかというところが一番大事なところだと思います。もちろんこのセンターが行っている研究開発についてはホームページで論文が出ていますが、その論文を1個1個上げるのではなく、これが実際にどう役立ったのかというところをもう少しわかりやすく知りたいなというところですが、いかがでしょうか。

## ○西島会長

今のご質問は3点でしょうか。

## ○後藤委員

1点目は行いました、で文章が切れているところが、その結果どうなったのかということを知りたいという点、それから研究についての記述が1点の2点です。

## ○西島会長

今の2点、事務局よろしいでしょうか。

## ○中村農業振興課長

最初に、農業者の指導を行った結果ですが、今おっしゃったように意識の高まりは感じているところではありますが、具体的には、例えば、GAP認証取得というところでは2つの経営体が取得し、エコファーマーに関しては、新規で6名の方が認定を受けております。また、再認定ということで、更新手続きは33名の方がやっています。次回からもう少し踏み込んで示すような工夫はしていきたいと考えています。

## ○西島会長

効果というのは、例えば、大学生であれば、講演等の開催後にどう感じたかアンケートを取ることができると思うのですが、小さな子供では難しいかもしれないですね。そういう点を考慮しながらできるだけアンケート等を行っていただけるとよいかと思えます。また、研究というのは行った後のその効果は、なかなか分からないですね。必要であると思うことを研究していても、その効果というのはかなり後にならないと分からないような気がします。できるだけ今の要望に沿った形で検討していただければと思います。よろしいでしょうか。事務局はよろしくお願いします。

他の委員はご意見ありませんでしょうか。矢野委員お願いします。

## ○矢野委員

矢野です。質問は2点、そして今のことに関しても参考意見として1点、合計3点でお願いします。まず、1点目の質問ですが、6ページの農薬の適正使用の人材育成に関して、農薬管理指導士について、時系列的に見て平成28年度から比べると平成30年の計画を30人としながら、実際には74人が認定を受けたという実績は素晴らしい実績だと思います。これは認知度が上がったということなのか、例えば、JAのような団体から何らかの強力な後押しがあったのか、何か促進されたのでしょうかということが1点。

それから2点目は、ページ数で言いますと、リスクコミュニケーションと書かれている23ページからですが、行政としては様々な施策を打たれていて、情報の発信を様々に行っているということが、先ほどの報告でもよくわかります。ですが、28ページの県民からの意見・提案の募集に関しては、これが0件ということになっています。これはすごく重い問題だと思っております。食の安全・安心という我々に近いテーマにもかかわらず、いろいろなところで何か仕掛けをやって情報を出しても、実際に施策に対して県民がどういうふう考えているか、どういうふうに思っているかということについての意見が0件であるのは真剣に検証すべきことであり、意見・提案を受け付けるためにどうすべきか、しっかりとした施策を考えていくべきだと思っています。具体的に言いますと、ホームページ上や様々なイベントに参加した方からも意見を募集していますが、それだけではなかなか、県民の心は動かせないと思います。

3つ目の参考意見ですが、この資料は実施結果のまとめなので、実数をきちんと述べ、最後のまとめのところで、もう少し検証した結果を明確に踏み込んだ書き方ができるのではないかと思います。それから、先ほど会長がおっしゃったように、アンケ

ートを取ることでどの位理解したかというのが分かるので、アンケートを取ってください。今までやった経験からですが、例えば幼稚園や保育園でも、何かを書いてもらうのではなく、幼稚園、保育園児に向けてどのぐらい理解ができたかということは質問でぶつけることができました。なので、簡単なわかりやすい言葉で聞くことでどのぐらい理解できたか分かると思うので、やるべきだし、それによって見えてくるものがあると感じています。以上です。

#### ○西島会長

ただいまのご意見について、事務局いかがでしょうか。

#### ○中村農業振興課長

まず、農薬管理指導士の数であります。トータルとしては、年平均安定的にということ考えた計画数としていますが、今回の特徴として、ゴルフ場のグリーンキーパーの方に多く取得いただきました。ちなみに平成 29 年度は 1 名でしたが、平成 30 年度は 28 名ということで、これは数年に一度ゴルフ場の方を対象に研修会を企画していることによります。ゴルフ場も農薬の安全使用という課題がございますので、直接農薬を使用されるゴルフ場のグリーンキーパーの方などにも取得してほしいということで、ゴルフ場の経営者の方から呼びかけ、多くの方に研修や試験を受けていただいたという結果です。

#### ○西島会長

次の点、事務局お願いします。

#### ○青山 GL

県民からの意見・提案募集の 0 件につきましてはこちらで開催しているリスクコミュニケーション等でチラシを配ったり、ホームページ等での周知をしているところですが、十分な周知ができていないと思うので、また別の方法や、気軽にアクセスできるような方法を検討したいと思います。

#### ○小笠原生活衛生課長

1 点よろしいでしょうか。この意見募集に関しましては、意見をくださいという 1 つのコンテンツとして、制度に従って意見をお出しいただいた件数が 0 件ということであり、例えば、基礎講座や食の安全・安心キャラバンといった取り組みの中で、ご参加いただいた方々からのご質問やご意見を随時その中で受け付けています。また、食の安全・安心相談ダイヤルという相談窓口でも、いろいろご意見をいただくことがあり、それは別に計上しています。ただ、1 つの意見募集というコンテンツとして、0 件というのは確かに委員のおっしゃるとおりですので、ただいま担当が申し上げたように、気軽にご意見いただけるような仕組み、やり方を検討する余地があると思っております。

## ○矢野委員

すみません。フォローで1点だけよろしいでしょうか。コンテンツとして0件というのは問題だという意識を持たれているということはいいいのですが、随時、365日24時間受け付けているコンテンツですよ。それは、例えば、壁に3か月も4か月も情報を流しているのと同じように、固定のコンテンツだから仕方がない、と思われているのではないのでしょうか。そういう発想を転換いただくことで、例えば、期間限定で動きのあるものをつくれるのではないかと思います。私は、ツイートのアクセス数を見ても県民の割合からすると決して神奈川県において多い数字ではないと思います。だからそれはなぜか、ということを考えてほしいと思います。非常に堅くて動きのないコンテンツになっているような気がするので、そこはぜひ今後検証しながら検討していただきたい。他の自治体の取組みもぜひご覧になっていただければと思います。以上です。

## ○西島会長

矢野委員に逆にお聞きしたいのですが、県などが良い情報を流しても、見てそれで終わってしまう、「ああそうか」で終わる人は随分いるような気がします。良い情報を流した後に反応を見る良い方法をご存知でしょうか。情報を見て、安全なんだ、と見て終わりになってしまう人が大半かと。例えば、県が嘘の情報、フェイクニュースのようなものを流したら注目を浴びるかもしれませんが、良い情報というのは見てどうか、で終わる場合が多く、反応を見るのはなかなか難しいと思います。

## ○矢野委員

会長がおっしゃるように、良い情報を県民が素直に受けとめて、だから自分たちの食の安全・安心が保たれているね、と思うことは、それでいいと思います。ただ、そういうことだけではなくて、自らのいろいろな思いというのを、県に聞かせてください、というスタンスを行政は必ず持つべきだと思います。そこにこういうコンテンツがありますから、行政としてはちゃんと意見の収集は保障されています、というような感覚から少し外れて、本当に皆さんの一人一人の意見が積極的にここで生かせるんだっていうやわらかい発想をされるといいと思います。私も詳しくはないですが、神奈川県とか東京都というレベルではなくて、市町村でいろいろ工夫して呼びかけて実際に市民の方からいろんな意見をもらっているところは結構ありますので、勉強していただいて、これは従来のものでどこが悪いんだ、というスタンスではなく、発想の転換をしていただくと嬉しいなと思います。

## ○西島会長

ありがとうございます。何か検討してみただけですか。

## ○小笠原生活衛生課長

県のホームページは一定のルールの中で作らなければいけないという制約があるので、どうしても見た目でワクワク感がないというのはおっしゃるとおりだと思います。

す。とはいうものの、様々な行政のホームページがあると思うので参考にさせていただきながら、動きを感じられるようなホームページ作りを考えていきたいと思えます。ご意見ありがとうございます。

## ○西島会長

ありがとうございます。では丸山委員。

## ○丸山委員

丸山です。食の安全・安心のこの分野というのは何事もないというのが当たり前で、一生懸命やっているけれども、ちっとも褒められないというのが実態だと思えます。実施結果のレポートも最初の頃からするとだいぶ改善されて見やすくなっていると評価しております。それで、お願いというか、今後検討していただきたいのは、ホームページを用いた情報提供がありますよね。例えば、8ページの「遺伝子組換え作物との交雑等の防止」にはホームページを用いた情報提供のアクセス件数が4,718件とあります。「そうなのか、遺伝子組換え作物のこういうテーマで4,718件覗くのね」、と私の感覚としては多いな、という気がするので、こういうアクセス数を書かれるということはすごくいいと思えます。先ほども出ましたけれども、24ページに「小学生への食の安全・安心の情報提供」があります。重点的取組みとも書いてありますが、小学生を対象にしたホームページを開設しましたということでURLが書いてあります。相手は小学生か、また親かは分かりませんが、どのくらいの人が見てきたのかなと関心を持つと思うのです。だから、こういうところは、このアクセス数を書いたりすると、どんなふうにして活用されているのか、反応が分かると思えます。反応や効果だとかはすぐ書き加えられるものは少ないと思えますけれども、アクセス数とかの見えるもの、数字的に表すことができるものは表した方がいいと思えます。例えば、隣のページにあります「食品関連事業者の自主的な取組の情報提供」というのはとても大事だと思えます。大体どのくらいの人たちが覗きに来るのかというのは大切なテーマでありますし、しかも重点であるとしたらこれが少ないという序内の評価があれば、これをどうやって活用してもらうか、また見に来る人を増やすか検討するといいと思えます。これまでの議論を擁護するわけではないですが、基本的には着実に毎回毎回のこのレポートの中では、より県民にとって見やすく活用しやすいものになってきていることは確かです。このことは、共有しておいていいと思えます。

## ○西島会長

事務局、よろしいですか。

## ○加藤生活衛生部長

委員が今おっしゃられたように、アクセス数など記載できるような部分については記載して、正確な状況をお示ししたいと思えます。

## ○西島会長

上野委員、よろしく申し上げます。

## ○上野委員

丸山委員がおっしゃったことにも通じますが、前回、大学生等も対象にリスクコミュニケーションを行っていくとあったと思います。それを踏まえたかは分かりませんが、今回大学と連携して講座を開催されたということで、そのような前進するような取組みが見られることについて評価したいと思います。2つ質問があります。

具体的なものになりますが、21 ページの力の食品表示法及び健康増進法に基づく食品表示の指導で、その適正指導をした件数が 119 件、167 回とありますが、不適正な表示の適正化指導というのは具体的にどういうものなのかを教えてくださいと思います。

また、25 ページのリスクコミュニケーションでアンケートを実施されている内容を実際拝見したところ、毎回違った内容で聞いていらっしゃるようですが、その結果を踏まえてどんなことをやろうと計画されたとか、やったのかということをお願いしたいと思います。例えば、ツブ貝の唾液腺で健康被害があることは皆が知らなかったという結果が出ていたと思うのですが、それを踏まえて、どのような施策、計画、取組みを考えられたのか。アンケート結果をどのように利用されているのか、教えてくださいと思います。

## ○西島会長

事務局、よろしいでしょうか。

## ○植村技幹

はい。2点目はe-かなネットアンケートのお話かと思います。ツブ貝の例ですが、本県の各保健福祉事務所には食品衛生監視員がおります。食品衛生監視員は、調査研究ということも随時行い、施策や指導に生かすということを行っております。ツブ貝に関しては、昨年度ツブ貝を原因とする食中毒が起こったということで、原因となる唾液腺をどのように取り除けば安全かという県民への周知を含めた研究を行っており、そこで、消費者の反応等も確認しておきたいということでアンケートの項目に取り入れたと聞いております。この他、アンケートの結果につきましては、食の安全・安心基礎講座等を年に10回程度開催しておりますが、より皆様に興味を持っていただけるテーマを探っていくということで、ご意見の多かったものを中心に選んで開催するなど、施策に盛り込んでいくことを考えております。

## ○西島会長

もう1点についてもよろしいですか。

## ○青山 GL

こちらについては、例えば、機能性表示や栄養成分表示といった部分で、表示が適

切でないものについて指導を行ったものなどになります。

## ○上野委員

件数に比べ指導回数が多いように思われるので、一県民としては具体的にどのようなもので、どういうところが指導を受けているのか、というところに関心は高くなるように思います。

## ○青山 GL

表示適正化指導ですが、新しい食品表示法では今まで表示義務がなかったところにも栄養成分表示の義務が課せられるということから、指導を行っている状況です。

本日、担当課である健康増進課が不在のため、後日確認し、回答いたします。

＜健康増進課からの回答＞

製造者等の事業者からの事前相談による助言、指導は食品が流通する前の段階で行っています。食品表示法の栄養表示の開始についての事前相談が多く、他に栄養機能食品、健康増進法の虚偽誇大表示や特別用途食品等の表示相談がありました。不適正な表示の適正化指導は、流通している食品の表示に食品表示法の栄養表示や健康増進法の虚偽誇大表示について不適正な表示箇所があったため適正化指導を行いました。

1件の事案に関して複数回指導を行っている事案があり、延べ回数を記入しているため、件数に対して回数が多くなっております。

## ○西島会長

ありがとうございます。よろしいですか。はい。それでは、吉田委員どうぞ。

## ○吉田委員

吉田でございます。先ほどから話題になっている様々な情報発信に関連して、今回URLが書いてあったので非常に検証しやすく、私自身もこれを見ながら確認することができ、分かりやすく助かりました。逆に、数値を比較したい時など、全て自分で調べて分析しなければいけない難点がありました。アクセス数など単年度の数字のみの記載ですので、経年的にどう増えているのか、あまり変化がないのか、といったことを表示していただくと比較しやすいと思います。また、数字を出す場合に難しいとは思いますが例えば達成率、どのくらいのアクセス数を目標としているかということを出されたいかがでしょうか。

目標値など数字で表現されますと、どのようにすれば皆さんに参加していただけるのか等、具体的に次の方策が進めやすいと思います。漠然と文章で記載されたものだけ見ても、ああそうなのか、で終わってしまいます。何パーセント達成した等が示されると、以前から比べてだいぶ進んできたな、といったことも理解できます。営業目標とは異なりますが、何か数値化できると、やはり県の限られたルールの中で示していかなければならないということになりますと、もっとこうして欲しいということ呼びかけるためにも、数字を利用して可能な範囲で可視化する方法をとってはいかが

かというご提案です。

#### ○西島会長

難問ですが、事務局として検討していただけますか。

#### ○青山 GL

今までのアクセス数を集計しているかを確認し、経年的に見ていくことは対応できると思いますので、努力していきます。可能であれば目標値を立てるということを検討していきたいと思います。

#### ○吉田委員

ありがとうございます。

#### ○西島会長

他によろしいですか。

#### ○小笠原生活衛生課長

ホームページのアクセス数に目標を立てるということは非常に難しいと思いますので、どれだけの方に見ていただけているのか、担当が申し上げた経年変化を見ることによって、この年はなぜ高かったのだろう、逆に低かったのだろうということを振り返り、何か改善できる余地がないか、検討の材料にさせていただくことは可能かと思えます。

ホームページのアクセス数を目標値とすることは大変難しいと思いますが、アクセス数に限らず目標値を掲げることは県の多くの計画の中でやっておりますので、それぞれの項目ごとに考えてみたいと思います。ご意見ありがとうございます。

#### ○西島会長

非常に良い意見ですが、かなり難問だと思いますので、とりあえずは検討中ということによろしいでしょうか。はい、では岡部委員、どうぞ。

#### ○岡部副会長

細かいことですが、一つ教えていただきたいのですけれども、10 ページに公立学校での学校給食における腸管出血性大腸菌 0157 の検査結果は全て陰性ということですが、県立学校、市町村立学校いずれも「それ以外の検査項目について一部陽性の検体があり」という記載があり、具体的に何が陽性であったかということをお教えいただきたいのが1点、またこれは実施結果という結果の報告書なので、具体的な病因物質名を書いた方がいいと思うのですが、その辺りについてはどのようにお考えでしょうか。

#### ○市之瀬保健体育課副課長



はい、保健体育課です。「それ以外の検査項目」というのは、サルモネラ属菌や大腸菌群を検査しております。おっしゃるとおり、それ以外の菌について結果は出ていますので、ここに記載できる範囲で検討していきたいと思います。

### ○西島会長

書き方として正直でいいと思いますが、「一部陽性の検体あり」という書き方ですと、「これはなんだろう？」と聞きたくなるので、もう少し表現を検討される方がいいと思います。検出されたが食中毒に関係ない菌だった、など、書くのであればそこまで詳細に書かれると疑問が湧かないかもしれないですね。

### ○市之瀬保健体育課副課長

学校給食に関しては加熱して提供することになっておりまして、この検体の検査とは生の段階での検査です。仮にサルモネラ菌や大腸菌群などが検出されたとしても、加熱して提供しておりますのでそこは問題がないと考えております。ただ、検出されたことについては、ここに記載がありますように学校に対して今後検出されないように注意喚起をしています。

### ○西島会長

他にご意見のある委員はいらっしゃいませんか。南委員、どうぞ。

### ○南委員

学校給食に関係しますが、11ページの放射性物質検査の平成30年度検体数が0というのは、検査希望がないということと書いてありますけれど、県としては放射性物質の検査自体を学校給食に対して一度もしてないということでしょうか。

### ○市之瀬保健体育課副課長

はい、平成30年度は一度もしていません。平成29年度までは県で検査機器を整備し検査体制を整えて希望する市町村には対応していたのですが、平成30年度は希望する市町村がありませんでした。具体的には市町村で独自に検査しているというのが現状でございます。

### ○南委員

ありがとうございます。

### ○西島会長

これは放射能の心配がなくなってきたということでしょうか。全国の検査結果を見ても、問題になるものはほとんどなく、いのししや野生のタケノコで少し検出されるけれども、学校給食には関係ないということで調べてほしいという要望はなかったのだと思います。何度検査しても規制値と比べてかなり低いというのが実態かと思えます。全国的に見ても同じような結果なので、もう検査の必要性は低いと学校は思っ

いるのではないかと思います。放射性物質の検査は難しくはありませんが結構大変な試験です。安全性に関係のない低い値まで検査をする必要がないと皆さん思い始めているのかもしれないですね。後藤委員、どうぞ。

### ○後藤委員

今の件ですが、確かにそう思います。ただ、例えば、韓国が日本の魚介類について放射線があるからと輸入を禁止する措置をとっています。そういうニュースを見るにつけ、日本は安全、安全と言っているけれども本当に安全なのかという気持ちも少しあるわけです。実際に福島から、まだ海に放射能が出ているという現実もありますので、検査を全くなくして本当に県民がいいと思うのか。魚介類に関しては、やはり検査をやらなければいけないか、ということは検討する必要があると思います。

### ○西島会長

韓国については政治的な意味合いが強いと思います。放射能の基準値を一般食品で比較するとコーデックス（国際機関）やEUでは1000ベクレル/kg、米国では1200ベクレル/kgに対して日本では100ベクレル/kgと厳しい基準値です。しかし、市販食品では全国的に基準値を上回っているものは報告されていません。県として全く検査しません、という県民の中には心配する人もいるかも知れませんが、無理のない程度に衛生研究所などが測定するということが現実的だと思います。その点については勘案していただければと思います。それでいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本当にいろいろご意見いただきありがとうございました。指針に基づく行動計画ですので、実施結果について審議会から意見を述べさせていただきました。良い意見ですがかなり難問もありますので、事務局で検討していただいて、できるだけ努力していただくということはいかがでしょうか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。

続きまして、その他の「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第4次）」の変更点がありますので、それに関わる取扱いについて事務局から説明をお願いいたします。

### ○植村技幹

はい、それでは資料の説明をさせていただきます。今回、その他としてご報告させていただきます。資料2をご覧ください。こちらは昨年度、皆さまからご意見をいただきながら策定した、第4次指針です。本日は、策定後に変更となった部分について、ご説明します。参考資料4と併せてご覧いただきたいのですが、神奈川県は、本年6月1日に組織再編を実施しておりまして、食の安全・安心推進会議の幹事会構成課である「くらし安全防災局」の「危機管理対策室」から、「総務危機管理室」に変更となりました。資料2の22ページをご覧ください。「VI 施策の推進体制」の「1庁内の連携体制」に、庁内関係部局で構成する推進会議の図を掲載しています。この推進会議の幹事会の構成課である、危機管理対策課の名称が変更となりました。新しい組織名称については、参考資料4をご覧ください。このことについては、指針内容

の変更を伴わないため、指針の改定は行わず、危機管理対策課の名称を「総務危機管理室」と読み替えることで対応することとしたいと思います。ホームページ上で、同様に読み替えていただくように、リード文に断り書きを記載する予定です。資料2及び参考資料4の説明は以上です。

#### ○西島会長

ありがとうございます。ただいまの事務局案についてご意見ありますでしょうか。どうぞ。

#### ○平澤委員

参考資料の3の「かながわ安全・安心行動計画（2019年度版）」の説明はこの後でやるということによいのですか。

#### ○植村技幹

今回は最初の議題で、「かながわ食の安全・安心行動計画（平成30年度版）」のご紹介をしておりましたので、今年度はこちらの2019年度版に沿ってやっているという、参考に今回はお出ししております。

#### ○平澤委員

参考資料の3の9ページで畜産物の飼料添加物残留検査についてやめて薬剤耐性菌発現状況調査に変更にされているので、変えられている理由がわかれば教えていただきたいです。

#### ○西島会長

事務局よろしいですか。はい。

#### ○高尾畜産課長

畜産物の飼料添加物の残留検査ですが、従来は鶏卵の検査をしていたのですが、今は卵を産み始めた鶏には飼料添加物は使えません。あくまでも卵を産む前の鶏の餌中に入っていたということですが、今は生まれてすぐの鶏を飼う形はほとんどなく、卵を産む直前の鶏を仕入れるというスタイルになってきていますので、今この飼料添加物の残留検査をやるということについては、実態として実際に検査をしても出てきませんし、必要ないと考えております。逆に、今年度実施する薬剤耐性菌の方が今は問題になっていまして、その薬剤耐性菌というのはいわば抗菌剤が効かない細菌ということで、抗菌剤の使い過ぎによって、人や動物の治療を困難にするというところがありますので、この薬剤耐性菌をどの程度持っているかという調査をしていく方が必要だということで、飼料添加物残留検査から変えて、こちらの検査に今後取り組んでいくということにしたいものでございます。

#### ○平澤委員

指針の中には特に述べられてないので、そのような意味合いで強くなっているのであれば、生産者側に対する助言等が入っているといいかなと思いました。少し気になりますよね、耐性菌とか。そういうのが基の指針の中で反映されているとの表現が出てきて今後も調査するのであれば、指針としてこういう施策でやる、ということがわかるかなと思ったので質問しました。内容については分かりました、了解です。

#### ○西島会長

ありがとうございます。他にありますか、どうぞ。

#### ○後藤委員

直接関係なくて申し訳ないのですが、今後のことについて教えてください。畜産の動物のことです。最近畜産の動物でも、福祉とか愛護とかという話が出てきていて、それはですね例えばワンヘルスだとか、例えばワンウェルフェアだとかいう話をよく聞きます。それは農水の会議でも話題に出始めています。ISOでもですね、例えば34700にある、食品チェーンの中の農場の動物の福祉を確保するような、方向性が食の安全と安心の中で出てき始めているのですが、神奈川県としてどういう研究がなされているのか、今後どういう方向に行くのかというのを教えていただきたいと思います。

#### ○高尾畜産課長

動物の愛護や福祉といったところになると思いますが、まだ正直言って現時点ですそれほど前のめりになっていないというところがあります。ただ、GAPというのがありまして、そのGAPを畜産の中でも取り入れていこうということで、JAGAP家畜畜産物というような新しい認証制度の取組みがあります。従来は衛生の分野だけだったのですが、そうではなくて動物にやさしいとか、福祉の関係というのを入れていこうということで、世の中のこれからのグローバルスタンダードの流れがあります。生産者の中でもそういったGAPの認証取りたいというような方に対しては、我々行政としても積極的に支援をしていくということで、県の出先機関がチームとなって認証を取るというところに対して、技術的な指導等の支援をしているという状況です。

#### ○後藤委員

ありがとうございました。

#### ○西島会長

ご意見をいただいたのですが、基本的に指針の変更に関わる取扱いについては、事務局案でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは事務局案のとおり変更しないで読み替えることとしたいと思います。いろいろご意見をいただきありがとうございました。事務局として何か他にありますかでしょうか。

## ○植村技幹

特にございません。

## ○西島会長

それでは、以上で本日予定しました内容は終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

## ○小笠原生活衛生課長

大変円滑な議事進行をしていただきありがとうございました。また、長時間にわたり熱心にご建議いただきまして、誠にありがとうございます。次回の審議会は来年の2月頃の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。また、日程調整等は、担当から委員の皆様にご連絡をさせていただきます。また、来年度に向けてということですが、委員の改選期になっており、来年1月までに改選の手続を行うこととなりますので、また、その際にはご協力をよろしくお願いいたします。それでは本日、これをもちまして令和元年度第1回神奈川県食の安全・安心審議会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。